

ストレスチェックの実施等が事業者の義務になります

改正労働安全衛生法公布日 平成 26 年 6 月 25 日

改正法、改正省令、告示、指針施行日 平成 27 年 12 月 1 日

- 本制度の目的
- ・一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
 - ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
 - ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

義務化の概要

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。（労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務）
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

近年、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は大きなものがあり、厚生労働省が実施した平成 25 年「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果によると、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は 5 割を超えており、精神障害等による労災認定件数も高い水準で推移しているところです。

本県においては、厚生労働省「人口動態統計」において、平成 24 年以降 300 人を下回りましたが、他県と比較し自殺死亡率（厚生労働省「平成 26 年人口動態統計月報年数（概数）」において、宮崎県の自殺死亡率 23.9、全国順位第 3 位）は依然として高く、自殺者の内 23.7%が被雇用者・勤め人（警察庁統計「平成 26 年中における自殺の状況」）となっています。

ストレスチェック及び当該検査結果に基づく医師による面接指導は、メンタルヘルス不調の未然防止だけでなく、従業員のストレス状況の改善及び働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上にもつながるものです。

制度の趣旨を正しく御理解いただき、事業者、労働者、産業保健スタッフ等の関係者がお互いに協力・連携しながら、平成 27 年 12 月 1 日施行に向けて、制度の導入・活用等準備を進めていただきますようお願い致します。

なお、宮崎労働局ホームページ（<http://miyazaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）に「ストレスチェック制度に関する情報サイト」を掲載していますので御活用下さい。

【お問合せ】宮崎労働局労働基準部健康安全課 Tel0985-38-8835

宮崎労働基準監督署 Tel0985-29-6000

延岡労働基準監督署 Tel0982-34-3331

都城労働基準監督署 Tel0986-23-0192

日南労働基準監督署 Tel0987-23-5277